

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容 根拠法令及び条項		家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認 児童福祉法第34条の15第7項
所管部課係名		こども未来部保育課運営支援係
審査基準	関係条項	・児童福祉法施行規則第36条の37
	基準 (未設定の場合はその理由)	・児童福祉法施行規則第36条の37 法第三十四条の十五第七項の規定により、家庭的保育事業等を廃止又は休止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を具し、市町村長の承認を受けなければならない。 一 廃止又は休止の理由 二 現に保育を受けている児童に対する措置 三 廃止しようとする者にあつては廃止の期日及び財産の処分 四 休止しようとする者にあつては休止の予定期間 ② 前項の承認の申請を受けた市町村長は、必要な条件を付して承認を与えることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	令和6年12月1日設定
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	事実関係の認定に難易差があり、設定が困難なため。
	設定等年月日	令和6年12月1日設定